

保育所入所選考基準の改定案

1 改定の基本的考え方

「西東京市保育所入所選考基準」は、西東京市の認可保育所に入所する児童を選考するための基準です。現行の「西東京市保育所入所選考基準」は、平成 16 年度に抜本的な見直しを行い、平成 18 年度、平成 20 年度に一部改正を行い現在に至っています。今後、子ども・子育て支援の新制度が平成 27 年度から実施されることに伴い、平成 26 年度中に新たな基準（保育の必要性の認定のための基準）を定める必要があるため、「子ども子育て審議会」において審議していただくことを予定しております。

新たな基準については、国から示される基準案に基づき大枠を定めつつ、要望や意見が寄せられている、求職中の取扱い、同居親族（祖父母等）の取扱い、住民税の額の高・低などを加点・減点の項目として盛り込むかどうかを審議していただき、条例化を進めていく予定となっております。

一方、今回の改定案の 2 点については、下記 2（2）①及び②のとおり、保護者と子どもにとって日々、精神的・肉体的に大きな負担となっている特別な状況がありますので、対象者の多少にかかわらず、救済的な対応の観点から加点項目とする改正を実施したいと考えております。

この改正案は、これらの方々の日々の育児負担を早期に軽減するため、平成 26 年度の申込分から加点項目として適用したいと考えております。

2 西東京市の保育の現状及び改定の必要性

（1）保育の現状

西東京市では、待機児童対策として平成 23 年度よりこれまでに 5 園の認可保育を整備するとともに、認証保育所 2 か所、保育ママを 6 か所増設してまいりました。しかしながら、待機児童数は高い水準のままであり、平成 25 年 4 月の待機児童数は 184 人と 26 市の中で 5 番目に待機児童の多い自治体となっております。

（2）改定の必要性

① 市外の認可外保育施設に預けている方への配慮の必要性

こうしたことから、市内の保育施設に入所できなかった方の中には、市外の保育施設を利用したり、最近増加している企業内の保育施設を利用する方もおります。これらの方は、毎朝夕混雑した公共交通機関等を利用して保育施設の送迎を行っている現状があり、子どもには大きな負担となっております。保育の必要度は子どもの福祉的観点から判断すべきであることから考えますと、その度合いはかなり高いものと認識しております。

市外の認可外保育施設に長時間かけて子どもを預けている場合、親子ともに大きな精神的負担・肉体的負担となっていることから配慮が必要となっております。加えて、企業内の保育施設が西東京市の保護者助成金支給対象施設となっていないことに伴う、経済的負担へも配慮を要すると考えられます。

② 多胎児への配慮の必要性

一方、多胎児につきましては、申込件数からしますと年10件程度でそれほど多くはありませんが、同年齢の多胎児が同時に入所できる確率は高くありません。

さらに、多胎児の育児、特に乳幼児期はほぼ同様の発達状況であることから多胎児特有の課題があり、3歳児未満の同年齢の多胎児を抱える家庭は、通常の兄弟姉妹の家庭より保育の支援が必要と考えられます。

保護者の負担軽減及び子育て支援の視点から、多胎児が同一保育所に入所しやすい環境の整備を目指す必要があります。

(3) 要望等の状況

① 市外の施設に預けている方への配慮に関する要望等

市長への手紙：平成25年2件、平成24年2件

③ 胎児への配慮に関する要望等

市長への手紙：平成25年3件

市議会での意見：平成25年、平成22年

3 改定文（案）

番号	条 件	調整指数
a	西東京市認可外保育施設入所児童保護者助成金等の支給要件に該当しない市外の施設に預けていることを常態としている場合（※）	+1
b	多胎児の入所申込みの場合（転園は除く）	+2

※前回（平成25年10月3日開催 第2回審議会）の改定案では「6km」と具体的数値を挙げていましたが、今回の改定案では「市外の施設」に変更しました。